



# 平成23年度 教育委員会 第13回定例会 議案

1 日 時 平成23年10月13日（木） 午前10時00分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第 18 号議案 静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会  
の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則 … 1

第 19 号議案 静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則… 5

<非>第 20 号議案 平成 23 年度 県議会決算特別委員会に提出する報告書 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

静岡県教育委員会

## 第 18 号議案

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の  
権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属  
する事務に関する規則を別紙のとおり改正する。

平成 23 年 10 月 13 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月 日

静岡県教育委員会委員長 金子容子

### 静岡県教育委員会規則第 号

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則(平成12年静岡県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後
第3条 (略)		
1	<u>特例条例 別表第2の 3の2の項 (27)に掲げ る事務</u>	静岡県埋蔵文化財保 護事務に関する規則 (平成12年静岡県教 育委員会規則第15号) 第2条第1項に規定する 事務のうち、財団法人 静岡県埋蔵文化財調査 研究所(昭和59年5月 1日に財団法人静岡県 埋蔵文化財調査研究所 という名称で設立され た法人をいう。以下同 じ。)の届出に係る届出 書の受付
2	<u>特例条例 別表第2の 3の2の項 (28)に掲げ る事務</u>	静岡県埋蔵文化財保 護事務に関する規則第 2条第2項に規定する 事務のうち、財団法人 静岡県埋蔵文化財調査 研究所への指示の伝達
3	特例条例 別表第2の 3の2の項 (29)に掲げ る事務	(略)
4	特例条例 別表第2の 3の2の項 (30)に掲げ る事務	(略)
2	特例条例 別表第2の 3の2の項 (30)に掲げ る事務	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## <第18号議案 概要>

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の  
権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

### 1 改正の理由

財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所の解散に伴い、不要となった箇所を削り、  
関係条文の整備を図る。

### 2 改正の内容

第3条の表中1及び2を削り、3及び4を1及び2に繰り上げる。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。



第 19 号議案

静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則

静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

平成 23 年 10 月 13 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月　日

静岡県教育委員会委員長　　金子容子

## 静岡県教育委員会規則第　号

静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則

静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則（平成12年静岡県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(目的)	(目的)
<b>第1条</b> この規則は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則(昭和29年文化財保護委員会規則第5号。 <u>以下「規則」という。</u> )に基づき、静岡県の埋蔵文化財の保護事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	<b>第1条</b> この規則は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則(昭和29年文化財保護委員会規則第5号)に基づき、静岡県の埋蔵文化財の保護事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
(土木工事等のための発掘に関する届出等)	(土木工事等のための発掘に関する届出等)
<b>第3条</b> (略)	<b>第3条</b> (略)
2 (略)	2 (略)
3 法第93条第2項の規定による指示の内容及びその基準は、 <u>次に定める。</u>	3 法第93条第2項の規定による指示の内容及びその基準は、 <u>次の各号に定めるところによる。</u>
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(国の機関等が行う発掘に関する通知等)	(国の機関等が行う発掘に関する通知等)
<b>第4条</b> (略)	<b>第4条</b> (略)
2 法第94条第2項の規定による通知は、 <u>様式第4号</u> により行うものとする。	2 法第94条第2項の規定による通知は、 <u>様式第4号の2</u> により行うものとする。
3 法第94条第2項の規定により通知する指示の内容及びその基準は、前条第3項を準用する。	3 法第94条第2項の規定による通知及び同条第4項の規定による勧告に係る内容及びその基準は、前条第3項を準用する。
(埋蔵文化財包蔵地の登録等)	(埋蔵文化財包蔵地の登録等)
<b>第5条</b> 県教育委員会は、文化財を埋蔵すると認められる土地について、市町の教育委員会と様式第5号により協議の上、周知の埋蔵文化財包蔵地として登録し、又は <u>範囲</u> の変更をすることができる。	<b>第5条</b> 県教育委員会は、文化財を埋蔵すると認められる土地について、市町の教育委員会と様式第5号により協議の上、周知の埋蔵文化財包蔵地として登録し、又は <u>内容</u> の変更をすることができる。
2 県教育委員会は、前項の協議の結果を、様式第6号により市町の教育委員会へ通知するものとする。	2 <u>市町の教育委員会が県教育委員会に対し協議を求めた場合</u> 、県教育委員会は、前項の協議の結果を、様式第6号により市町の教育委員会へ通知するものとする。

<p><u>3</u> (略)        (遺跡の発見に関する届出等)</p> <p><b>第6条</b> 法第 96 条第 1 項の規定による届出は、<u>規則第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する書類及び図面を添え、</u>様式第 7 号により行うものとする。</p> <p><u>2～4</u> (略)        (国の機関等の遺跡発見に関する通知等)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p><u>2</u> 法第 97 条第 2 項の規定による通知は、<u>様式第 4 号</u>により行うものとする。</p> <p><u>3</u> 法第 97 条第 2 項の規定による通知及び同条第 4 項の規定による勧告に係る<u>指示の内容並びにその基準は、第 3 条第 3 項を準用する。</u>        (地方公共団体による調査のための発掘の協議等)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p><u>2</u> 法第 99 条第 2 項に規定する<u>協議のための通知は、</u><u>様式第 8 号</u>により行うものとする。        (文化財の発見通知)</p> <p><b>第9条</b> 法第 100 条第 2 項の規定による警察署長への通知は、<u>様式第 9 号</u>により行うものとする。        (埋蔵物の鑑査等)</p> <p><b>第10条</b> 法第 102 条第 1 項に規定する鑑査の基準は、要綱に定める。</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> <u>前々項</u>により文化財と認められた物件に係る法第 105 条第 1 項の規定による当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者への通知は、<u>様式第 11 号</u>により行うものとする。        (埋蔵文化財の保護の事務に係る資料提出等)</p> <p><b>第11条</b> 県教育委員会は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定により、市町の教育委員会に対し、<u>埋蔵文化財の保護に係る事務の適正な処理を行うため、</u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定により、市町の教育委員会に対し、次に掲げる必要な資料の提出を求める能够である。</p>	<p><u>3</u> 県教育委員会が市町の教育委員会に対し協議を求めた場合、市町の教育委員会は、<u>第 1 項の協議の結果を、</u>様式第 6 号の 2 により県教育委員会に通知するものとする。</p> <p><u>4</u> (略)        (遺跡の発見に関する届出等)</p> <p><b>第6条</b> 法第 96 条第 1 項の規定による届出は、<u>様式第 7 号</u>により行うものとする。</p> <p><u>2～4</u> (略)        (国の機関等の遺跡発見に関する通知等)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p><u>2</u> 法第 97 条第 2 項の規定による通知は、<u>様式第 4 号の 2</u>により行うものとする。</p> <p><u>3</u> 法第 97 条第 2 項の規定による通知及び同条第 4 項の規定による勧告に係る内容並びにその基準は、<u>第 3 条第 3 項を準用する。</u>        (地方公共団体による調査のための発掘の協議等)</p> <p><b>第8条</b> (略)        (文化財の発見通知)</p> <p><b>第9条</b> 法第 100 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による警察署長への通知は、<u>様式第 9 号</u>により行うものとする。        (埋蔵物の鑑査等)</p> <p><b>第10条</b> 法第 102 条第 1 項の規定による鑑査の基準は、要綱に定める。</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> 法第 102 条第 1 項の規定による鑑査により文化財と認められた物件に係る法第 105 条第 1 項の規定による当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者への通知は、<u>様式第 11 号</u>により行うものとする。        (埋蔵文化財の保護の事務に係る資料提出等)</p> <p><b>第11条</b> 県教育委員会は、<u>埋蔵文化財の保護に係る事務の適正な処理を行うため、</u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定により、市町の教育委員会に対し、次に掲げる必要な資料の提出を求める能够である。</p>
--	---

<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 法第94条第2項の規定による通知に係る資料</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 法第97条第2項の規定による通知に係る資料</p> <p>(7) 法第99条第1項の規定による発掘調査、<u>同条第2項の規定による協議の結果及び同条第3項による協力の内容</u>に係る資料</p> <p>(8) <u>法第102条第2項の鑑査の結果</u></p> <p>(9) (略)</p> <p><b>様式第4号（第3条及び第4条関係）</b></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>届出</u></p> <p>年 月 日付け第 号で <u>のあった下記における通知</u></p> <p>ける土木工事等は、文化財保護法の趣旨を尊重し、<u>別紙の指示事項</u>により措置してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略) 2 (略) 3 指示事項 <u>（別紙による）</u></p> <p><b>様式第5号（第5条関係）</b></p> <p>(略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 法第94条第2項の規定による通知<u>及び同条第4項の規定による勧告</u>に係る資料</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 法第97条第2項の規定による通知<u>及び同条第4項の規定による勧告</u>に係る資料</p> <p>(7) 法第99条第1項の規定による発掘調査<u>及び同条第2項の協力の内容</u>に係る資料</p> <p>(8) <u>法第102条第1項の規定による鑑査に係る資料</u></p> <p>(9) (略)</p> <p><b>様式第4号（第3条及び第6条関係）</b></p> <p>(略)</p> <p>年 月 日付け第 号で<u>届出のあった土木工事等は、文化財保護法の趣旨を尊重し、下記の指示事項により措置してください。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略) 2 (略) 3 指示事項</p> <p><b>様式第4号の2（第4条及び第7条関係）</b></p> <p style="text-align: right;"><u>文書番号</u> <u>年 月 日</u></p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">静岡県教育委員会教育長 <u>印</u></p> <p><u>土木工事等のための発掘について（通知）</u></p> <p>年 月 日付け第 号で通知のあった周知の埋蔵文化財包蔵地内での土木工事等については、文化財保護法の主旨を尊重し、下記の事項により協議してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 遺跡所在地 2 遺跡名 3 协議内容</p> <p style="text-align: right;">担当 <u>電話番号</u></p> <p><b>様式第5号（第5条関係）</b></p> <p>(略)</p>
--	--

<p>静岡県教育委員会教育長様 教育委員会教育長 新規登録 埋蔵文化財包蔵地のについて(協議) <u>範囲変更</u> このことについて、<u>下記の遺跡を周知の埋蔵文化財</u> 新規登録 財包蔵地としてすることが適當であると <u>範囲変更</u> 判断されますので、<u>その範囲について協議します。</u> 記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 90%;"><u>遺跡名</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4</td> <td>(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> </tr> </table> <p>(注) 次の書類を添付すること。</p> <p>1 終了通知の写し若しくは終了報告の写し又は周知の状況を示す写真 2 埋蔵文化財包蔵地カード(古いデータに登録箇所又は変更箇所を記載する。<u>地図は、登録の場合は、新規に作成し、変更の場合は、新旧の変更状況が判別できる図を作成し、添付する。)</u></p> <p>3 近世、近現代で登録する場合は、代表的な文献等の写し (略)</p> <p>様式第6号(第5条関係) (略)</p> <p>新規登録 埋蔵文化財包蔵地のについて(協議) <u>範囲変更</u> (略)</p> <p>1 <u>遺跡名</u></p>	1	<u>遺跡名</u>	2	(略)	3	(略)	4	(1) (略)	(2) (略)	(3) (略)	(4) (略)	<p>教育委員会教育長様 教育委員会教育長 新規登録 埋蔵文化財包蔵地のについて(協議) <u>内容変更</u> このことについて、<u>下記により周知の埋蔵文化財</u> 新規登録 財包蔵地としてすることが適當であると判 <u>内容変更</u> 断されますので、協議します。 記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 90%;"><u>埋蔵文化財包蔵地名</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4</td> <td>(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> </tr> </table> <p>(注) 次の書類を添付すること。</p> <p>1 終了通知の写し若しくは終了報告の写し又は周知の状況を示す写真 2 埋蔵文化財包蔵地カード(<u>内容変更の場合は、古いデータに登録箇所又は変更箇所を記載する。)</u></p> <p>3 地図(新規登録の場合は、2千5百分の1から5千分の1程度の地図に範囲を記入する。<u>範囲を変更する場合は、新旧の変更状況が判別できる図を作成し、添付する。)</u></p> <p>4 近世、近現代で登録する場合は、代表的な文献等の写し (略)</p> <p>様式第6号(第5条関係) (略)</p> <p>新規登録 埋蔵文化財包蔵地のについて(協議) <u>内容変更</u> (略)</p> <p>1 <u>埋蔵文化財包蔵地名</u></p>	1	<u>埋蔵文化財包蔵地名</u>	2	(略)	3	(略)	4	(1) (略)	(2) (略)	(3) (略)	(4) (略)
1	<u>遺跡名</u>																						
2	(略)																						
3	(略)																						
4	(1) (略)																						
	(2) (略)																						
	(3) (略)																						
	(4) (略)																						
1	<u>埋蔵文化財包蔵地名</u>																						
2	(略)																						
3	(略)																						
4	(1) (略)																						
	(2) (略)																						
	(3) (略)																						
	(4) (略)																						

<p>2 所在地 3 遺跡の種類 (略) 4 遺跡の時代 (略) 5 位置及び範囲 (略)</p>	<p>2 所在地 3 種類 (略) 4 時代 (略) 5 位置及び範囲 (略)</p>
(略)	(略)
<u>様式第6号の2(第5条関係)</u>	<u>文書番号</u>
年月日	<u>静岡県教育委員会教育長様</u>
	<u>教育委員会教育長印</u>
<u>新規登録</u>	<u>埋蔵文化財包蔵地について(通知)</u>
年月日付け第号で協議のあったこと	<u>について、下記により周知の埋蔵文化財包蔵地とし</u>
て登録することが適當と判断されます。	<u>て登録することが適當と判断されます。</u>
<u>記</u>	<u>記</u>
<u>1 埋蔵文化財包蔵地名</u>	<u>1 埋蔵文化財包蔵地名</u>
<u>2 所在地</u>	<u>2 所在地</u>
<u>3 種類</u>	<u>3 種類</u>
散布地、集落跡、貝塚、都城跡、	散布地、集落跡、貝塚、都城跡、
官衙跡、城館跡、社寺跡、古墳、	官衙跡、城館跡、社寺跡、古墳、
横穴、その他の墓、生産遺跡、そ	横穴、その他の墓、生産遺跡、そ
の他の遺跡	の他の遺跡
<u>4 時代</u>	<u>4 時代</u>
旧石器時代、縄文時代、弥生時代、	旧石器時代、縄文時代、弥生時代、
古墳時代、奈良時代、平安時代、	古墳時代、奈良時代、平安時代、
中世、近世、近現代	中世、近世、近現代
<u>5 位置及び範囲</u>	<u>5 位置及び範囲</u>
別添図による。	別添図による。
<u>担当</u>	<u>担当</u>
<u>電話番号</u>	<u>電話番号</u>
<u>様式第8号(第8条関係)</u>	<u>様式第8号(第8条関係)</u>
(略)	(略)
文化財保護法(昭和25年法律第214号)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)
第99条第1項	第99条第1項の規定により、埋蔵文化財について
の規定により、埋蔵文化財について	の規定により、埋蔵文化財について
<u>第99条第2項</u>	<u>第99条第2項</u>
発掘調査を実施したいので、静岡県埋蔵文化財保護	発掘調査を実施したいので、静岡県埋蔵文化財保護
事務に関する規則(平成12年静岡県教育委員会規	事務に関する規則(平成12年静岡県教育委員会規
<u>第8条第1項</u>	<u>第8条第1項</u>
則第15号)の規定により、関係書類を	則第15号)の規定により、関係書類を
<u>第8条第2項</u>	<u>第8条第2項</u>
通知	通知
添えて、別紙のとおり	添えて、別紙のとおり
します。	します。

<u>協議</u>	別紙
<b>別紙</b>	<b>別紙</b>
法第99条第1項・法第99条第2項関係	法第99条第1項関係
(略)	(略)
<b>様式第9号（第9条関係）</b>	<b>様式第9号（第9条関係）</b>
(略)	(略)
警察署長 様	警察署長 様
発見者 静岡県教育委員会教育長 印	発見者 教育委員会教育長 印
(略)	(略)
<b>様式第10号（第10条関係）</b>	<b>様式第10号（第10条関係）</b>
(略)	(略)
警察署長 様	警察署長 様
静岡県教育委員会教育長 印	教育委員会教育長 印
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則の規定により改正されることとなった改正前の規則の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている届出書等は、改正後の当該規則の相当する様式により提出された届出書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

## <第19号議案 概要>

### 静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由

文化財保護法の一部改正等に伴い、関係条文及び関係様式等の整備を図る。

#### 2 改正の内容

- (1) 第5条第2項の改正及び第3項の追加により、県教育委員会が市町教育委員会へ埋蔵文化財包蔵地の登録等の協議を行えることとする。
- (2) 文化財保護法第99条第2項の削除に伴い、第8条第2項を削る。
- (3) 条文の内容を整理し、表記を統一する。
- (4) その他必要な事項を定める。

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第13回定例会 報告事項

番号	項目	Page
1	中央図書館「文化の日」の開館	1
2	「ふじのくに i (アイ)マップ 2011」の配布	2
3	文化財クローズアップ「歴史を活かしたまちづくり」	3
4	監査結果に関する報告	4
5	第 66 回国民体育大会本大会結果速報	7

## 中央図書館「文化の日」の開館

(社会教育課、中央図書館)

### 1 要 旨

県民の生涯学習の場としての図書館サービスの充実を図るため、平成 23 年度試行的に「文化の日」を開館日とする。

### 2 概 要

今回、「文化の日」は自由と平和を愛し、文化をすすめるとあり、利用者の期待に応えるためにも開館していることが望ましいと考え、試行的に開館するものである。

### 3 「文化の日」における図書館の運営

開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日・日曜日に同じ）

イベント 「金泥書に輝く江戸の文化」

NPO 金泥書フォーラムとの共催による金泥書の展示と体験教室

### 4 開館の周知

ウェブサイト、館内掲示、開館カレンダーの配布、SDO、市町図書館への周知

### 5 開館した場合に見込まれる利用者数

700 人程度（日曜日の平均利用者数から算出）

### 6 次年度以降の取り扱い

効果を見極めた後、恒常的に開館するか決定したい。なお、上記 2 の概要のとおり、国民の祝日のうち「文化の日」のみを開館する。

### 7 参考

根拠「静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則」抜粋  
(利用日時)

第 13 条 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認める場合には、開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館することができる。

#### (2) 休館日

- ア 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号) 第 2 条に定める日。  
ただし、その日が日曜日に当たる場合を除く。
- イ 国民の祝日に関する法律第 3 条第 2 項に定める日
- ウ 12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- エ 例月館内整理日(毎月末日。ただし、その日が日曜日にあたる場合は、その前々日、土曜日にあたる場合は、その前日とする。)
- オ 特別整理期間(毎年 2 週間以内で館長の定める日)

## 報告事項 2

平成 23 年 10 月 13 日

(件名)

### 「ふじのくに i (アイ) マップ 2011」の配布

(社会教育課)

#### 1 目的

平成 23 年 3 月に策定した「“ふじのくに”子ども・若者プラン」に基づき、ニート・ひきこもり・不登校等の困難を有する子ども・若者やその家族が、様々な支援を受けられるよう、関係団体や機関の所在・取組内容等を整理した『ふじのくに i (アイ) マップ 2011 (静岡県子ども・若者支援機関マップ)』を作成した。

- (1)パンフレット 16,300 部・・・ニート・ひきこもり・不登校等の困難を有する子ども・若者やその家族用
- (2)冊子 (55P) 13,000 部・・・学校、他の機関用

#### 2 配布先等

- (1)困難を有する子ども・若者やその家族に直接支援のできる支援機関や団体に配布
  - ・学校（小・中・高・大学・専修学校等）
  - ・児童相談所等
  - ・健康福祉センター等
  - ・ハローワーク等
  - ・その他（子ども・若者及びその家族に接する機会が多い業務に従事する者等）
- (2)県教育委員会ホームページにパンフレットを掲載
  - ・随時ダウンロード可能

#### 3 活用

困難を有する子ども・若者は、次の居場所を見つけられないまま、学校を卒業あるいは中退するケースが見られる。そこで、次の支援機関へ引き継ぐ「縦の接続」のための情報を提供する。

また、これらの子ども・若者は複雑なマイナス要因を抱えており、教育、福祉、保健、医療、矯正、更正保護、雇用等、社会資源の「横の連携」を推進する。

- (1)パンフレットの活用
  - ・学校や支援機関等を通じて、ニート・ひきこもり・不登校等の子ども・若者やその家族に配布
  - ・手に取りやすい支援機関の窓口や公共の場に置く
  - ・人づくり推進委員や民生委員等から、必要な方に配布
- (2)冊子の活用
  - ・学校や支援機関・団体に配布 → 次の支援先として紹介
  - ・教育、福祉、保健、雇用等の関係機関 → 連携するための資料

#### 4 周知方法

- ・県及び県内市町の HP や広報誌に掲載、記者提供等
- ・高等学校校長会、進路指導主事研修会、定時制・通信制教頭会、研修会等で趣旨説明

## 文化財クローズアップ「歴史を活かしたまちづくり」

(文化財保護課)

### 1 目的

県教育委員会では、県内の文化財や郷土の伝統芸能の成り立ちに対する県民の理解と関心を高めるため、県民が文化財と気軽に触れ合える機会として、11月上旬を中心に行なう「しづおか文化財ウィーク」を設定し、市町や文化財保持者の「協賛事業」による協力を得ながら様々な事業を実施している。

さらに、県事業として文化財をテーマとしたシンポジウム「文化財クローズアップ」を実施する。

### 2 事業概要

#### (1) テーマ

「身近な建物の魅力を再発見！－歴史を活かしたまちづくり－」

下田市では伊豆石やなまこ壁など地域の風土に根付いた歴史的な建造物が数多く残っており、本年度から伝統的建造物群保存対策調査に着手している。シンポジウムでは、歴史的な町並みを活かしたまちづくりに取り組む全国の諸事例を検討しながら、その可能性と課題について考える。

#### 伝統的建造物群保存地区（伝建地区）制度

歴史的な集落・町並みの保存を図るための制度。国によって選定される  
重要伝統的建造物群保存地区は全国で 91 地区。本県ではまだ事例がない。

(2) 日 時 平成 23 年 10 月 22 日(土) 午後 1 時開会

(3) 場 所 下田東急ホテル 下田市 5-12-1

(4) 主 催 静岡県教育委員会 下田市教育委員会 静岡県文化財保存協会

(5) 内 容

#### ○事例報告等

##### ア 伝建地区制度の概要

島田敏男（文化庁文化財部参事官文化財主任調査官）

##### イ 亀山市関宿（三重県）

鳴村明彦（亀山市文化部まちなみ文化財室 室長）

##### ウ 小浜市小浜西組（福井県）

日向進（京都工芸繊維大学教授・県文化財保護審議会委員）

##### エ 下田市（静岡県）

建部恭宣（県文化財保護審議会委員）

#### ○パネルディスカッション

事例報告者及び下田市長

**報告事項4**  
(件名)

平成23年10月13日

## 監査結果に関する報告

---

(教育総務課)

### 1 監査の結果

平成23年9月30日に、今年度、第2回目の監査結果の報告があった。

教育委員会については、6月1日から8月24日までに実施した本庁及び県立学校等に係る監査について、別紙のとおり24所属中4所属に指示、本庁5課に意見が付された。また4所属に9件の指導事項があった。

### 2 指示等事項の概要及び監査結果の伝達

今回の指示事項4件のうち2件は、通勤途上における交通加害事故の発生に関するもの。残りの2件は通勤手当等の支給誤りに関するものであった。

本庁監査による意見は、不祥事根絶への取組、県立学校の津波対策の推進、教職員のメンタルヘルス対策の推進、特別支援教育の充実であった。

監査委員事務局長から校長に対し、書面で監査結果を伝達し再発防止を求めた。

### 3 監査結果の公表

監査結果は、県政の現状や課題等について県民への説明責任を果たすため、10月3日に監査課から記者提供資料として発表された。

また、今年度から指摘、指示事項等については、原則として全て所属名が公表されることになった。

### 4 今後の対応

監査結果に対する措置状況は、本年12月27日までにまとめ、監査課へ報告する。

(別紙)

指示 4 件

監査箇所 監査実施日	指摘等事項	
清水東高等学校 平成 23 年 6 月 15 日	件名	非常勤講師の通勤手当相当報酬の支給誤り
	内容	非常勤講師の通勤手当相当報酬の認定の際に、適用する単価を誤り、平成 18 年 4 月から誤った額を支給していた。
引佐高等学校 平成 23 年 6 月 1 日	件名	通勤途上における交通加害事故の発生
	内容	平成 21 年度及び 22 年度に通勤途上における交通加害事故が 2 件発生している。
掛川東高等学校 平成 23 年 7 月 22 日	件名	扶養手当の返納処理漏れ
	内容	扶養手当遡及情報データの入力が行われておらず、教諭 1 名に対して平成 22 年 6 月から 11 月に支給された扶養手当の返納が行われていなかった。
気賀高等学校 平成 23 年 7 月 22 日	件名	通勤途上における交通加害事故の発生
	内容	平成 22 年度に通勤途上における交通加害事故が 2 件発生している。

「意見」 4 件

監査箇所 監査実施日	指摘等事項	
教育総務課 財務課 学校教育課 平成 23 年 8 月 12 日	件名	県立学校の津波対策の推進
	内容	県教育委員会は、東日本大震災の津波被害の状況等を踏まえ、「学校の地震防災対策マニュアル」の改訂などソフト面の対策や、屋上避難階段の設置などハード面の対応を実施し始めました。 特に沿岸部にある学校の対応は急務であると考えられるところから、立地環境や児童生徒の状況など、各学校の実態に応じた津波対策を確実に推進してください。
教育総務課 学校人事課 平成 23 年 8 月 12 日	件名	不祥事根絶への取組
	内容	教職員による不祥事が続発し、懲戒処分件数が増加しています。中でも児童生徒へのわいせつ行為や体罰は、子どもの人権を踏みにじり、被害者と家族に深い傷を残す可能性があります。 不祥事根絶に向けて、処分基準の明確化、公表基準の厳格な運用など、これまで以上に実効性のある対策を推進してください。

福利課 平成 23 年 8 月 12 日	件 名	教職員のメンタルヘルス対策の推進
	内 容	精神疾患により長期に療養している教職員が増加傾向にあるので、発生や長期化の原因等を分析し、カウンセリングの実施や円滑な職場復帰の支援など、予防と再発防止に向けた実効性のある対策を推進してください。
学校教育課 平成 23 年 8 月 12 日	件 名	特別支援教育の充実
	内 容	<p>平成 23 年 3 月に早急な対策が必要な 5 地区について、「静岡県立特別支援学校施設整備計画」を策定しましたが、特別支援学校の児童生徒数の増加は続いており、施設の狭隘化が進んでいます。また、特別支援学校における教諭の専門の免許状所有率も十分ではありません。</p> <p>特別支援学校のハード面の環境整備と、専門の免許状取得の支援などソフト面の対策により、特別支援教育を必要とする児童生徒のニーズに応じた教育の推進に努めてください。</p>

#### 「指導事項」 9 件

監 査 箇 所	指導事項の内容	
教育政策課	件 名	進学奨励費貸付金返還金の収入未済が多額
		請書に収入印紙が未貼付（静岡県の教育制作費等 2 件）
財務課	件 名	支出負担行為伺の遅延（不動産鑑定）
学校教育課	件 名	定時制課程等修学資金返還金の納期内収入が低率
		教育奨学金返還金の納期内収入が低率
		高等学校等奨学金返還金の収入未済額が多額
		教育奨学金返還金の収入未済額が多額
		請書に収入印紙が未貼付（印刷製本費）
清水東高等学校	件 名	庁舎等使用料(自販機)の徴収誤り（面積算定誤り）

報告事項5  
(件名)

平成23年10月13日

## 第66回国民体育大会本大会結果速報

(スポーツ振興課)

1 大会期間 平成23年10月1日(土)～10月11日(火)

会期前実施 平成23年9月7日(水)～9月15日(木)

2 開催地 山口県(13市3町) 広島県(1市1町)

3 開催競技

### 【正式競技】37競技(本県の出場は33競技)

陸上競技、サッカー、テニス、ボート、バレー、バスケットボール、レスリング、セーリング、  
ウェイトリフティング、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、  
バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、  
ボウリング、ゴルフ、体操(会期前開催)、クレー射撃(会期前開催)、水泳(会期前開催)、  
ホッケー(不出場)、ハンドボール(不出場)、軟式野球、ラグビーフットボール(不出場)、  
アマチュアボクシング(不出場)

### 【公開競技】1競技(本県の出場はなし)

高等学校野球(硬式、軟式)

4 優勝者一覧

競技	種別	種目	氏名(所属)	記録
ボート	成年男子	シングルスカル	伊藤 琢磨(電源開発(株)中部支店)	3分28秒01
馬術	成年男子	六段障害飛越	佃 日出彦(乗馬クラブリバーサイドステーブル浜北)	飛越回数3減点4
サッカー	少年男子		静岡県選抜(U-16)	対千葉県 0-0 両県優勝
陸上競技	少年女子A	400m	名倉 彩夏(浜松市立高2年)	54秒38
陸上競技	成年少年男子共通	4×100mリレー	渡邊 悟(富士市立高3年) 羽根 聖也(日本体育大学4年) 日吉 克美(県立韮山高1年) 飯塚 翔太(中央大学2年)	39秒83
水泳競泳競技	成年女子	100m自由形	松本 弥生(日本体育大学4年)	54秒82
水泳競泳競技	成年女子	50m自由形	松本 弥生(日本体育大学4年)	25秒26

5 入賞者数一覧

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	合計
成年男子	3	4	3	3	3		1	3	20
成年女子	2	3	4	1	2		5		17
少年男子	1	3	3	3	2	7	2	2	23
少年女子	1	5	2	4	1	2	2	1	18
合計	7	15	12	11	8	9	10	6	78

総合得点959点(天皇杯順位22位)